

「行政文書提供制度」検討の経緯

(1) 第15回群馬県情報審議会（平成22年7月）について

前回の審議会では、開示請求件数の多い公文書を管理する所属から聞き取りを行い、各所属が、開示請求ではなく、より簡易な方法で情報提供することができないかを検討しました。

情報公開の推進は、情報を管理している各所属が主体的に取り組むべきものですが、各所属の取組みを後押しする意味で、全庁共通の仕組みを見直し、改善を図ることも大切です。

開示請求による情報入手には一定の時間がかかるため、県民がより簡易な手続きで行政文書の写しを手に入れられるよう、「行政文書提供制度」について、これから検討していくこととしました。

(2) 現状と課題

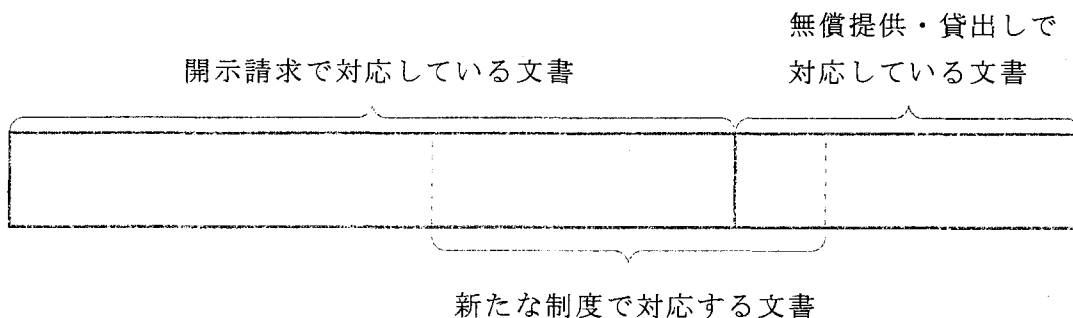
県民から文書の写しを求められた場合の、現在の県の対応を2ページに整理しました。「開示請求」「文書の貸出し」「無償提供」のいずれも、記載したとおりの課題を持っています。

(3) 「行政文書提供制度」の検討

2ページに示した課題を解決するため、現行の制度を補完する仕組みとして、「行政文書提供制度（写しの交付制度）」を検討していきます。

これは、非開示情報が含まれていない行政文書について、公文書開示請求の手続きによらず文書の写しを交付できる制度です。この制度のもとでは、一定の文書について、決定通知を作ることなく、相手方に費用の負担を求め、文書を交付することができます。

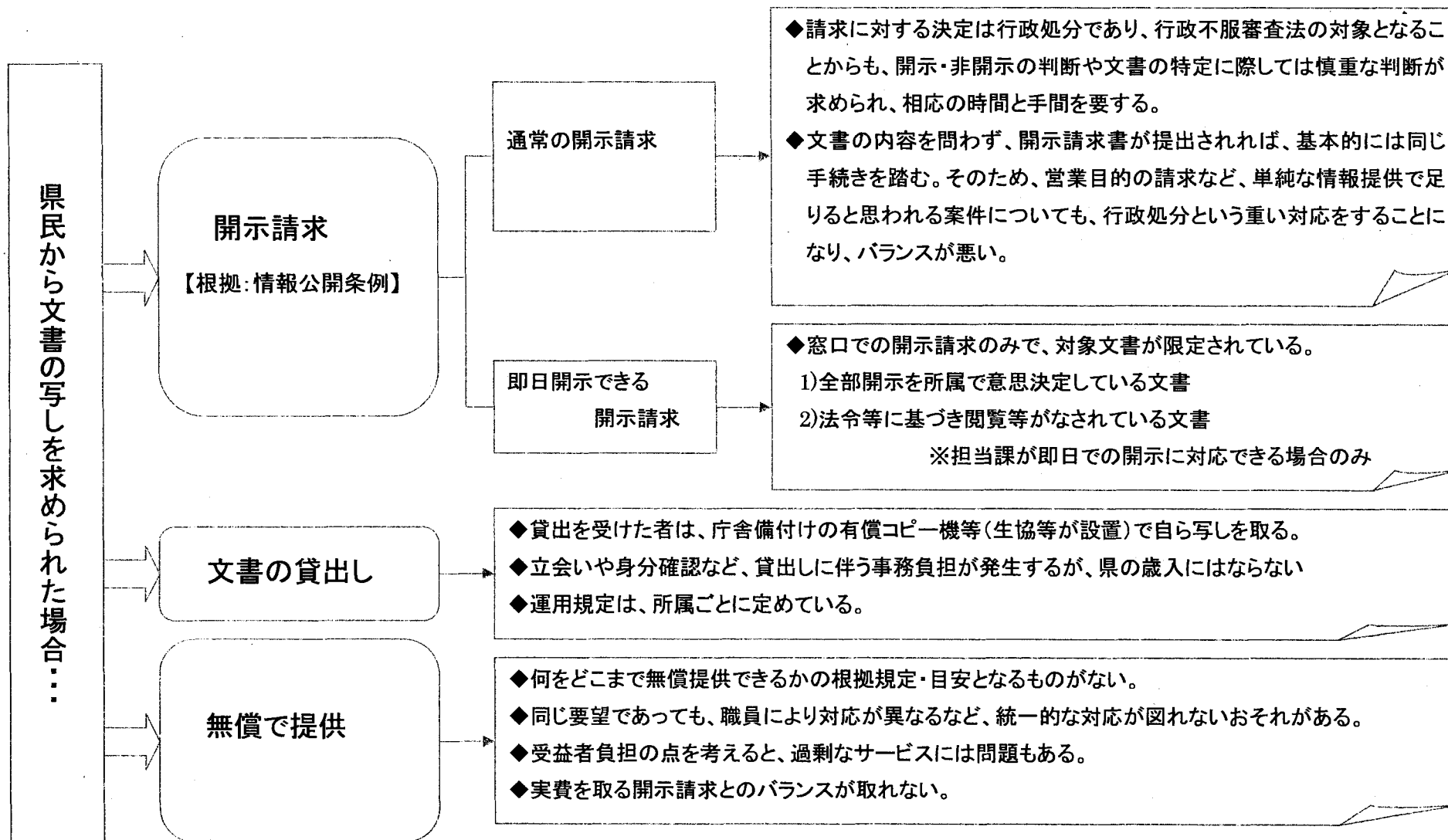
新たな制度導入後のイメージを、3ページに整理しています。また、4～5ページでは、「開示請求の事務フロー図」と「新制度の事務フロー図」を比較しています。



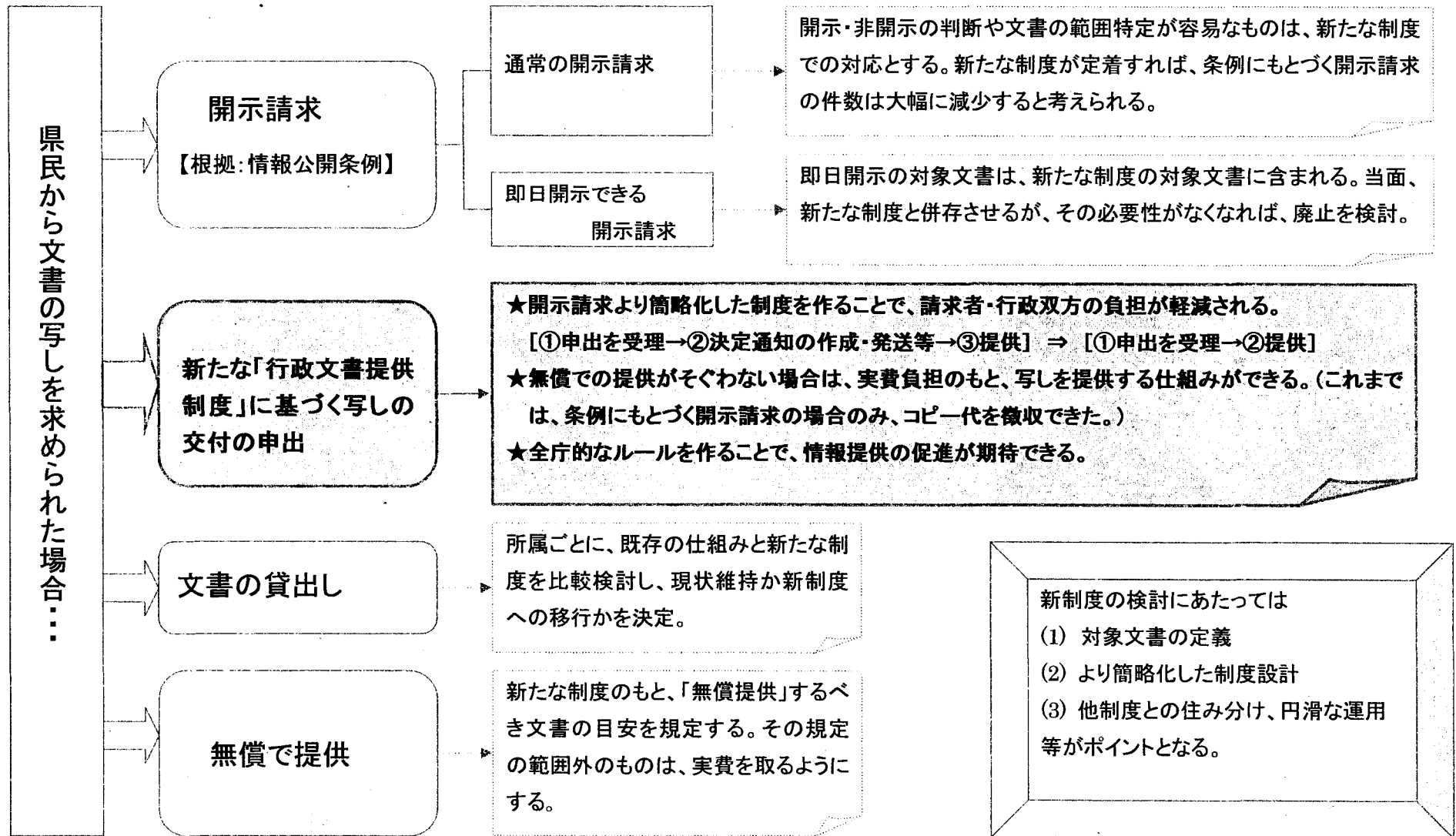
(4) 今後のスケジュール（案）

今後のスケジュール（案）を6ページに示しています。

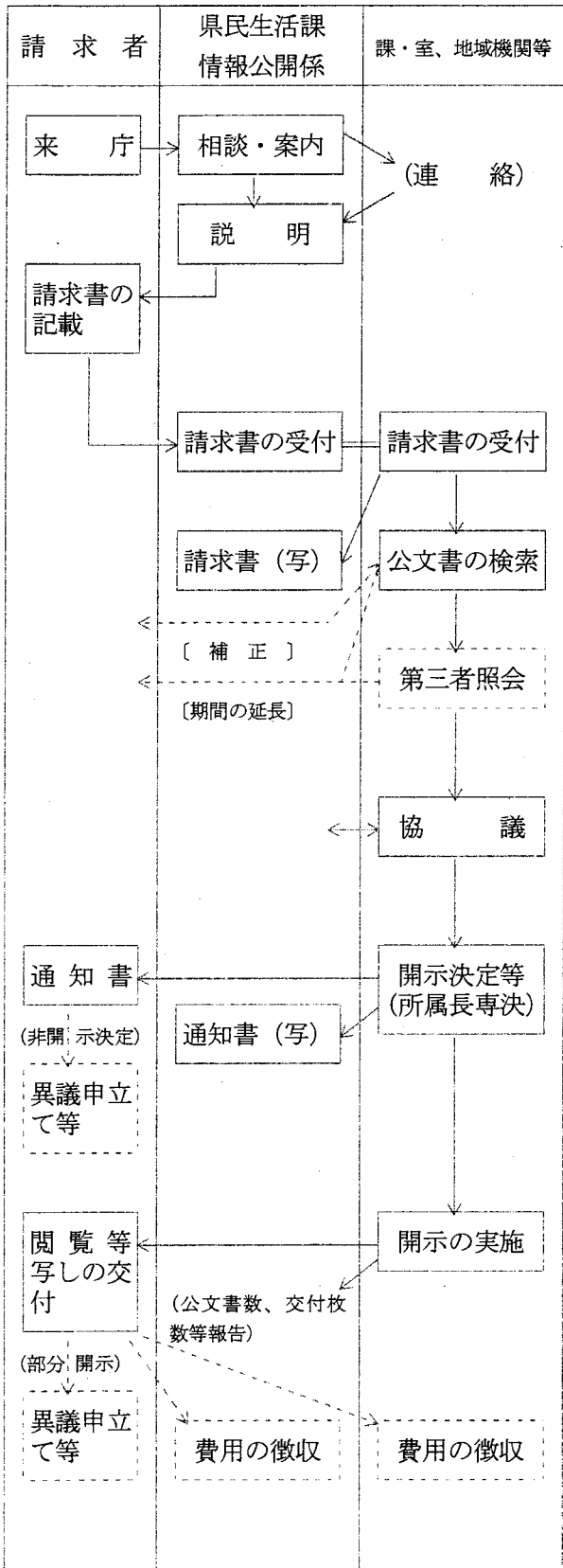
文書の写しを求められた場合の対応(現状と課題)



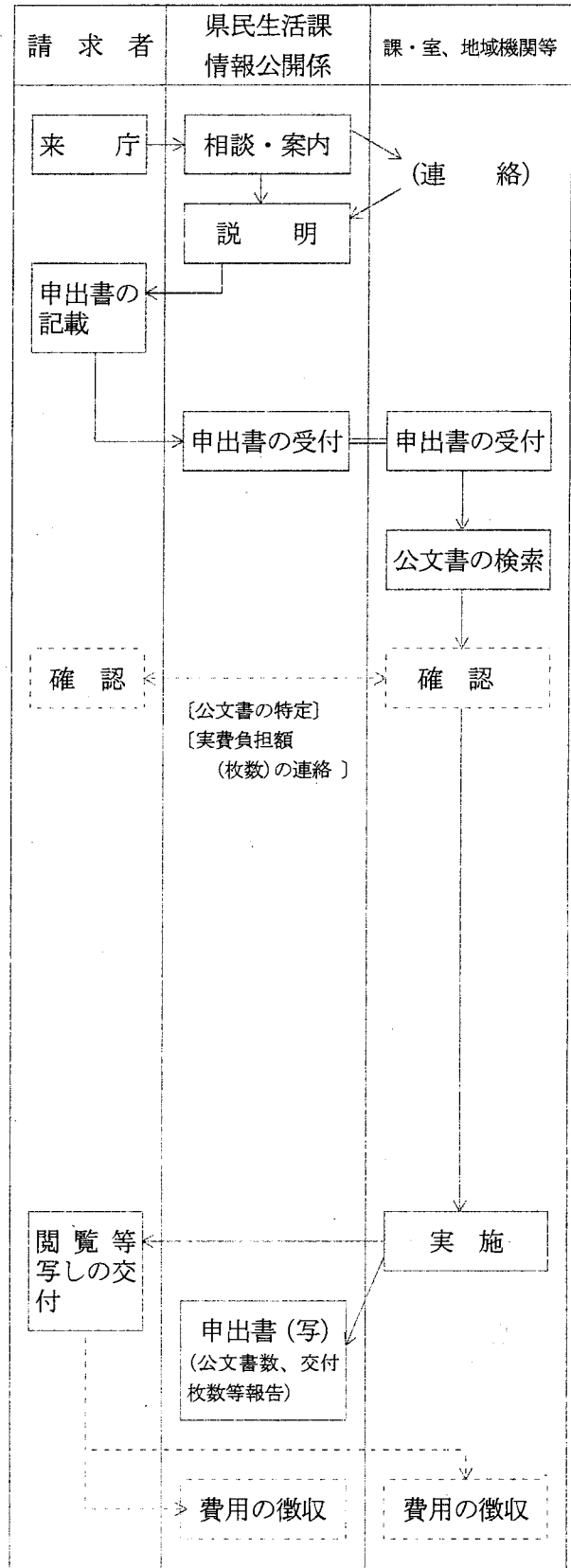
文書の写しを求められた場合の対応(新制度導入後は・・・)



○開示請求の事務フロー図
(窓口の場合)

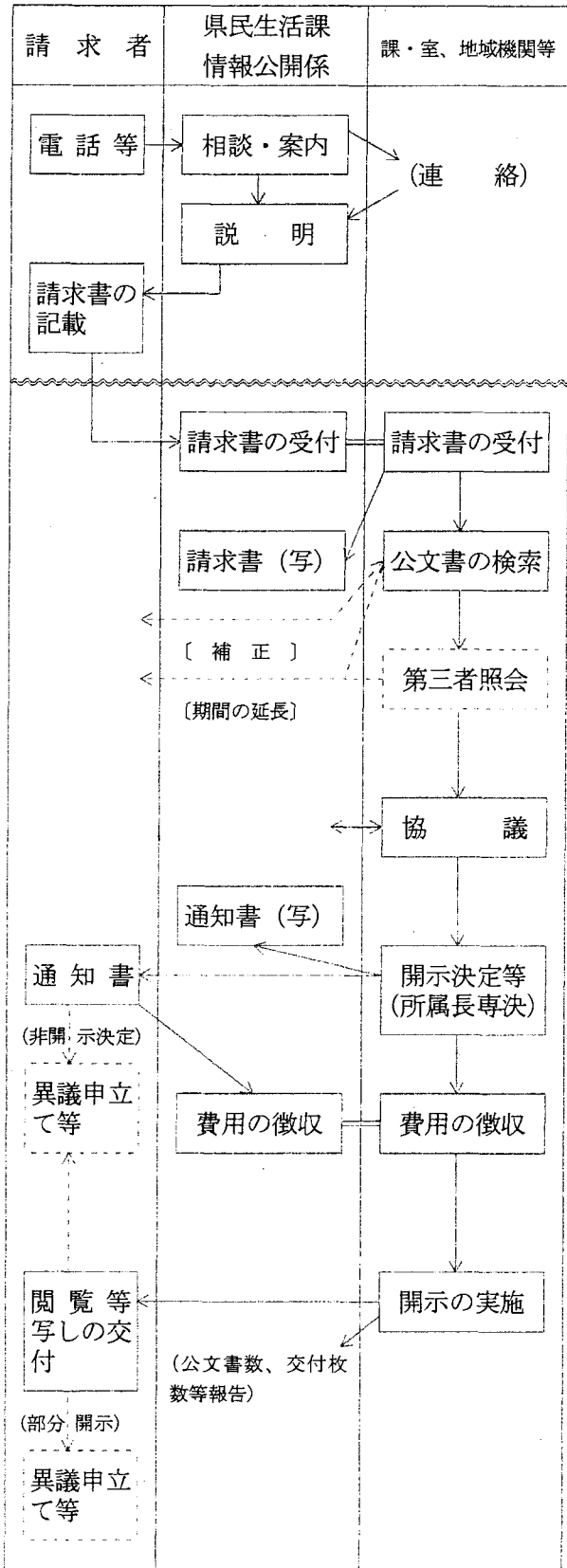


○新制度の事務フロー図
(窓口の場合)

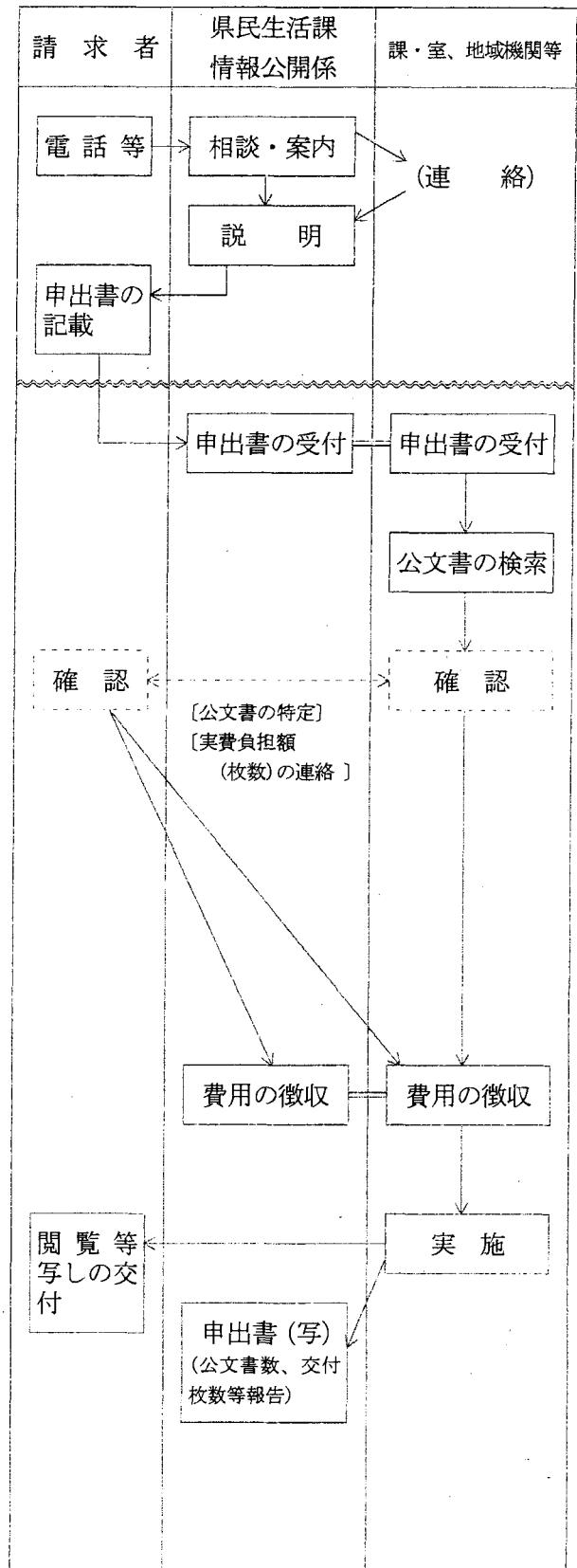


- 開示請求に対する決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てができる。
- 新制度の対象文書になっても、条例にもとづく開示請求ができなくなるわけではない。

○開示請求の事務フロー図
(郵送・ファックス等の場合)



○新制度の事務フロー図
(郵送・ファックス等の場合)



- 開示請求に対する決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てができる。
- 新制度の対象文書になっても、条例にもとづく開示請求ができなくなるわけではない。

4 今後のスケジュール（案）

審議会	内 容	位置づけ
H 2 2 第 2 回 H22.12.24	○他県の制度について説明。 ○群馬県で制度を策定する 上での課題整理。	○審議会からの意見、要 望等を聴取。 ○原案策定する上での課 題整理。
<p>審議会の議論を踏まえ、原案作成。 原案を各所属に示し、意見聴取を行う。</p>		
H 2 3 第 1 回	○原案を提示。 ○各所属の意見や、意見を 踏まえての改善案につい て説明。	○最終案に向けての方針 を決定する。
<p>最終案作成。</p>		
H 2 3 第 2 回	○最終案を提示。	○最終案の確認。調整。
<p>運用開始に向けての周知作業 H 2 4. 4～ 運用開始</p>		
H 2 4 第 1 回	○4月からの運用状況に ついて報告	○改善すべき点や今後の 課題を整理